

日本学生支援機構奨学金 在学採用対象 説明資料

～ 『給付奨学金+授業料等免除』 および 『貸与奨学金』 について～

はじめに ・ ・ ・ 奨学生としての自覚

- ・ 奨学金の手続き者は「学生本人」です
(**✕保護者ではありません！**)
- ・ 成績不振により奨学金が受給できなくなることがないように、
在学中は学業に専念してください

奨学金・免除ともに、各種手続きの時期・締切等はすべて掲示板やWebポータルにてお知らせします。

(**※少なくとも、週に1度は必ず確認をしてください！！**)

見逃したことにより、奨学金や免除の支援を受けられないのは自己責任になります。

奨学金・免除担当連絡先

2号館1階 学務課

TEL : 0 5 3 3 - 9 5 - 1 1 3 1

Mail : gakumu@aut.ac.jp

【受付時間：平日9時～17時まで】

※書類に不備があった場合や、急ぎの連絡の際に、上記の電話番号やメールアドレスから連絡する場合があります。この説明会終了後に必ず登録をしてください。

※不在着信が入っていた場合は、必ず折り返し電話をお願いします。入学後に利用できるようになる学籍番号付きのメールは、定期的に確認してください。

『奨学金』とは？

1. 『高等教育の修学支援制度』

- ・『給付奨学金(原則返還不要)』と入学金・授業料減免、両方の支援を受けられる制度です。同じ条件で採用が決定されるため、『給付奨学金』が採用となれば、入学金・授業料減免も受けられることになります。
- ・対象は、「非課税世帯及びそれに準ずる世帯」で、これまで第一区分から第四区分の支援区分でしたが、令和7年度からは【多子世帯】の支援が拡充されます。
 - ※進級が出来なかった場合(留年)は、『支援の打ち切り』となり、再度申請することはできません。
 - ※学業が著しく不良等の場合は、返還が必要となる場合があります。

2. 『日本学生支援機構貸与奨学金』

- ・将来、返還の義務がある奨学金です。『第一種奨学金』は無利子、『第二種奨学金』は利子付きです。
- ・「高等教育の修学支援制度」よりも基準が緩やかで、多くの学生が利用しています。
 - ※進級ができなかった場合(留年)は『廃止』となります。
 - ただし、翌年度進級できるだけの単位数を取得し、翌々年度進級ができた場合は、貸与奨学金に限り再度申請することが可能です。
 - 例：2025年 1年生入学
 - 2026年 留年により2回目の1年生→申請不可
 - 2027年 2年生へ進級→申請可

支援額について

【支援区分と支援額】

「高等教育修学支援制度(給付奨学金+授業料等減免)」

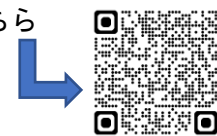
所得の区分 (年収目安)		1子・2子世帯 資産要件：授業料減免・給付奨学金とも5,000万円未満			多子世帯 資産要件：授業料等減免3億円未満、 給付奨学金5,000万円未満		
		支援区分 (呼称)	授業料減免 支援額	給付奨学金 支援額	支援区分 (呼称)	授業料減免 支援額	給付奨学金 支給額
①～270万円		第Ⅰ区分	満額	38,300(自 宅) 75,600(自宅外)	第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額	38,300(自 宅) 75,600(自宅外)
②～300万円		第Ⅱ区分	2/3	25,600(自 宅) 50,400(自宅外)	第Ⅱ区分 (多子世帯)	満額	25,600(自 宅) 50,400(自宅外)
③～380万円		第Ⅲ区分	1/3	12,800(自 宅) 25,200(自宅外)	第Ⅲ区分 (多子世帯)	満額	12,800(自 宅) 25,200(自宅外)
④～600万円	理工農系	第Ⅳ区分 (理工農系)	1/3 (短大は1/4)	無し	第Ⅳ区分 (多子世帯)	満額	9,500(自 宅) 19,000(自宅外)
	上記以外	—	不採用/停止	不採用/停止	多子世帯	満額	無し
⑤600万円～		—	不採用/停止	不採用/停止			

「貸与奨学金」

種別	貸与月額	
第一種 (無利子)	自宅通学	20,000、30,000、 40,000、54,000 (短大生は53,000)
	自宅外通学	20,000、30,000、 40,000、50,000、 64,000 (短大生は60,000)
第二種 (有利子)	20,000～120,000 (10,000円単位で選択可能)	
入学時特別増額 貸与奨学金	100,000～500,000 (100,000円単位で選択可能)	

※入学時特別増額貸与奨学金を申請するには、一定の申込要件があります。

詳細はこちら



※資産額が5,000万円以上の場合、給付奨学金の支給はありません

※資産とは、現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等のことをいいます

※給付奨学金の「自宅外通学」は、賃貸契約書等、必要書類を提出したうえで、所定の要件を満たした場合に適用されます(貸与奨学金は提出の必要なし)

※「生活保護世帯」や「児童養護施設等から自宅通学する方」の月額は一部異なります

申込資格について

【高等教育修学支援制度】

	概要	奨学金案内ダイジェスト
学業基準	・ 高校等における評定平均値が3.5以上であること(1年生) ・ GPA等が学部等における上位1/2の範囲に属すること(2年生以上) ・ 上記を満たしていない場合であっても、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること	2 ページ参照
収入基準	・ 家族構成等により異なるため、「進学資金シミュレーター(※1)」等で確認 ・ マイナンバーにより、収入に基づく税情報にて審査	
資産基準	・ 本人、および生計維持者(※2)の資産額合計が基準額未満であること	
その他の基準	・ 高校等を初めて卒業した年度の翌年度末から2年を経過していない人 ・ 過去に給付奨学金を利用したことがない人 ・ 法定永住者、永住者、定住者、家族滞在等の在留資格を満たす人(※3)	

(※1) 進学資金シミュレーター ➡



(※2) 生計維持者とは、原則「父母」2名(同居/別居、海外赴任・単身赴任、収入の有無を問わない)です。離婚による別生計や、死別の場合は1名



(※3) 在留資格の詳細はこちら ➡



申込資格について

【貸与奨学金】

	第一種または併用貸与	第二種	奨学金案内ダイジェスト
学業基準	・ 高校等の最終2か年の評定平均が3.5以上であること(1年生) ・ 在籍する学部の上位1/3以内であること(2年生以上)	・ 高校等または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること	4ページ参照
収入基準	・ 家族構成等により異なるため、「進学資金シミュレーター(※1)」等で確認 ・ マイナンバーにより、収入に基づく税情報にて審査		
その他の基準	・ 過去に利用したことのある人は、同じ貸与奨学金(第一種・第二種)を利用できない場合や、利用期間が制限される場合があります(※2) ・ 外国籍の方は在留資格(※3)が、特別永住者・日本人または永住者の配偶者・一定の要件を備えた定住者・家族滞在であること		

(※1) 進学資金シミュレーター➡



(※2) 過去に利用したことのある人はご確認ください➡



(※3) 在留資格の詳細はこちら➡



手続きの流れ：②スカラネットの入力(入力期間及び方法)

●入力期間：①4月 4日(木)～4月23日(水) 下書きチェック：4月23日(水)17時まで ⇒振込日：6月11日(水)

②4月24日(木)～5月23日(金) 下書きチェック：5月23日(金)17時まで ⇒振込日：7月11日(金)

③5月26日(月)～6月23日(月) 下書きチェック：6月23日(月)17時まで ⇒振込日：8月8日(金)

※下書きチェックは平日9時～17時まで、入力可能時間は8時～25時まで ※期限厳守※

●入力方法

『スカラネット入力下書き用紙』を記入し、学務課でチェックを受け、不備がない場合は、入力に必要なIDとパスワードをお知らせします。その後、日本学生支援機構HP(『下書き用紙』記載あり)にアクセスし、入力期限までに手続きしてください。

●注意点

- ・スカラネット入力後、1週間以内に『奨学金確認書兼地方税同意書』をそれぞれの期日に間に合うよう専用封筒(簡易書留)で郵送してください。

★提出期限：①の入力期間で手続きをした場合、4月30日(水)必着

②の入力期間で手続きをした場合、5月31日(土)必着

③の入力期間で手続きをした場合、6月30日(月)必着

共通事項：採用後の手続きについて

①採用直後、②毎年4月、③毎年度末、④貸与終了時に各自で行う手続きがあります。

その他、適宜、学務課から連絡することがあります。

①採用直後(随時) (貸与のみ)	・採用書類の配付 ・『返還誓約書』提出	Webポータルにて連絡、書類配布 ※返還誓約書が期限内に提出されない場合、 全額返金 のうえ、 採用取消 となります
②毎年4月 (給付のみ)	・在籍報告 ※在籍状況や通学形態について変更がないか報告するための手続きです。この手続きを行わないと奨学金が【停止】となり、さらに受給月数が減じられます	Webポータルにて連絡 ※Webポータルの見落としにより、自身に不利益が生じることがないように、週に一度は確認するようにしてください
③毎年度末	・継続申請(貸与のみ)、適格認定 ※次年度も奨学金を継続するか確認のための手続きです。この手続きを行わないと自動的に【廃止】となります ※適格認定は大学側が皆さんの成績から奨学生として相応しいか判定を行います	Webポータルにて連絡 ※期限を過ぎた場合の特別措置はありません。必ず期限までに手続きしてください
④貸与終了時	・『返還確認票』等(貸与のみ)の交付 ※返還に向けて必要な手続きの案内をします。この手続きを行わないと、延滞金の発生、財産等の差し押さえの原因となります	Webポータルにて連絡、書類配布

適格認定における学業基準について

- ・標準修業年限で卒業できないことが確定した時点(留年等)で支援が打ち切られます。(給付・貸与共通)
- ・修得単位数や成績状況、その他学修意欲状況により、「廃止」(支援の打ち切り)や「警告」(2年連続で受けると「停止」または「廃止」)の措置がとられます。
(例：2回連続して出席率8割以下の場合、廃止) **学修状況等が著しく悪い場合(修得単位数がほぼ無い等)、返還が必要になることがあります。**

支援を受ける際の注意点①

- ・『給付奨学金』『貸与奨学金の第一種奨学金』の両方が採用となっても、給付奨学金の支援区分によっては金額が調整される(併給調整といいます)ことがあります。

※例：給付(第一区分)と第一種月額4万円で申請し、両方採用となっている場合

⇒第一種奨学金は0円、給付奨学金の月額のみ振込される(ただし1子・2子世帯の第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工農)及び、多子世帯は下記の表の金額が振込される)
併給調整の結果、『第一種奨学金』が「0円」となった場合でも、奨学生としての資格は継続されていますので、『給付奨学金』の金額に変動があった場合は、振込が再開されます。

※例：10月の支援区分見直しにより給付対象外となった場合⇒給付奨学金は0円、第一種奨学金が毎月4万円振込される

給付奨学金支援区分	調整後の第一種奨学金月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分～第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	大学：21,700円 短大：22,900円	大学：19,200円 短大：17,400円
第Ⅳ区分(理工農)	大学：20,000円、34,500円 短大：20,000円、30,000円、40,000円	大学：20,000円、30,000円、44,500円 短大：20,000円、30,000円、47,000円
第Ⅰ区分～第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円
多子世帯	大学：0円 短大：1,300円	大学：5,600円 短大：8,300円

支援を受ける際の注意点②

「貸与奨学金」の利用には、**人的保証・機関保証**のどちらかの保証制度の選択が必要です。いずれかを選択した場合であっても、**奨学金返還の責任は学生本人にあります**。

人的保証

- ・連帯保証人(原則父母)と保証人(要件あり)に依頼・承諾が必要
- ・**返還の責任は本人にあるが、返還が滞った場合等、連帯保証人・保証人に督促・返還の義務が生じます**

機関保証

- ・連帯保証人・保証人は不要
- ・毎月の貸与月額は、**保証料が差し引かれた金額**で振込される
- ・**返還の責任は本人にあり、保証会社が代位弁済(代わりに返済)した場合であっても、本人は引き続き保証会社に対し、返済する義務がある**

※人的保証の連帯保証人・保証人には選任条件があります➡



※人的保証から機関保証への変更は可能ですが、機関保証から人的保証への変更はできません

※機関保証へ変更する場合、貸与開始月にさかのぼって保証料を一括で支払う必要があります

※保証料の目安はこちらから➡



支援を受ける際の注意点③

「第一種奨学金」は、返還方式を選択する必要があります。「第二種奨学金」は定額返還方式のみです。

(詳細は奨学金案内ダイジェスト8ページ参照)

返還方式	対象	保証制度	返還月額
所得連動返還方式	「第一種奨学金のみ」	機関保証のみ	前年の所得に応じて変動
定額返還方式	「第一種」「第二種」	人的保証・機関保証 いずれも選択可	一定

「第二種奨学金」は、利率固定方式・見直し方式どちらかを選択します。

(詳細は奨学金案内ダイジェスト8ページ参照)

利率固定方式	貸与終了時の利率が返還完了まで適用	2025年3月貸与終了者の利率 1.641%
利率見直し方式	利率が5年ごとに見直されるため、 返還額が増減する	2025年3月貸与終了者の利率 1.100%

支援を受ける際の注意点④

「貸与奨学金」は返還が必要です！！

延滞すると・・・

- ・ **延滞金**が発生(年3%)
- ・ 本人、連帯保証人等へ督促が届く
- ・ 延滞が3ヶ月以上になると個人信用情報機関へ個人情報が登録される
※登録されると・・・クレジットカードの利用制限・車や家などのローンが組めなくなり、
また、返還完了後も5年間情報は削除されません
- ・ 督促にも応じない場合、**裁判所を通した法的措置(給与・財産の差し押さえ)**

返還が難しい場合の救済制度があります

在学猶予 (在学中に申請)	貸与終了後も在学する場合(留年や他大学等へ進学する等)は、申請により返還開始が猶予されますが、 申請を行わないと、在学中であっても返還が開始される ようになります。
減額返還 (貸与終了後に申請)	毎月の返還額を減らしたい場合に申請することができます。 ※審査が通った場合に限りです
返還期限猶予 (貸与終了後に申請)	返還期限を延長したい場合に申請することができます。(通算10年が限度) ※審査が通った場合に限りです
企業等による代理返還	奨学金の返還を支援する自治体や企業もあります

※代理返還を行っている企業一覧➡



最後に . . .

日本学生支援機構の『奨学金』および『授業料等の減免』は、学修意欲があるのにもかかわらず、経済的に困難な学生が対象となります。

授業への出席状況や、定期試験・レポート提出の結果による成績等で奨学生としての資格があるかどうかを判断するため、進級に必要な単位が修得できず 「卒業延期(留年)」 が確定してしまうと奨学金は受給できなくなります。在学中は学業に専念し、学生生活を過ごしてください。